

沼津市新中間処理施設整備に係る生活環境影響調査書に関する意見及びそれに対する本市の見解

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3第2項及び沼津市における廃棄物の処理及び清掃に関する条例第12条の規定に基づき、生活環境影響調査書に係る環境影響評価の結果（以下「調査書」という。）について、利害関係を有する者に、生活環境の保全上の見地からの意見を求めた結果、2件の意見書が提出されました。

1. 生活環境影響調査書の縦覧

- 調査書の縦覧公告：令和4年7月1日（金）
- 調査書の縦覧期間：令和4年7月1日（金）～ 令和4年7月31日（日）
- 調査書の縦覧場所：市役所7階新中間処理施設整備室、クリーンセンター管理課（上香貫三ノ洞）、清水町くらし安全課、市ホームページ
- 意見書の提出期間：令和4年7月1日（金）～ 令和4年8月14日（日）
- 意見書を提出できる者：計画する新焼却施設から半径2km以内に、住所を有する方、通勤や通学する方、事務所又は事業所を有する個人又は法人
- 提出された意見書：2件

2. 提出された意見及びそれに対する本市の見解

提出された意見及びそれに対する本市の見解			
件数	No.	意見	本市の見解
1	1	調査書に交通環境調査結果の記載がみあたらないため電話にて聞いたところ1日100台の収集車が95台になって1日5台減りますということでした。1日たった5台減るといっただけで現状の建設予定地周辺の道路状況の悪さが改善され問題が無くなると言われても納得出来かねます。今、現在日々不安を感じている近隣住民としては理解できません。改めて検討をお願い致します。	新中間処理施設では、燃やすごみの他に、缶類、びん類、ペットボトル、せともの・ガラス・ゴム製品類（①類）及び熱源利用プラスチックごみ（③類）の処理を行い、現在、中継・中間処理施設で処理を行っているプラスチック製容器包装については、その処理を民間事業者に委託する計画としています。そのため、建設用地周辺の車両通行台数は、1日平均で156台から149台（令和4年6月実績）へ減少する見込みであることから、本事業による周辺環境への影響は、現施設と比較して軽減されると考えています。

提出された意見及びそれに対する本市の見解			
件数	No.	意見	本市の見解
2	2	<p>1. どうして令和4年3月に生活環境影響調査書ができていいのか教えて欲しい</p> <p>① 私は清水町徳倉外原という所に住んでいます。老朽化による建て替え計画が出てからもう10数年が経ちました。現在の焼却場は1976年に稼働しましたが、その少し前の1974年、地元外原区長と闘争委員長は当時の井手沼津市長と平井清水町長とそれぞれ覚書を結びました。「公害で苦しんでいるが、焼却場はどこかに建てなければならないので、今回建設はやむなく認める。しかし、次世代の子供達が苦しむことのないよう次に建てる時は同じ場所には建てないと約束する」という大変重たい覚書です。それから実に48年がたったのに沼津市は別場所を探すことを怠り、また私たちが主張する「燃やさないごみ処理方法」の研究もやらず強引に計画をすすめてきました。清水町外原区は長い間反対を貫いてきたのですが、違法ともいえるやり方で沼津市と清水町は平成26年度に絶対反対の区長を交代させました。そして、それまで止まっていた計画が平成31年2月25日に区三役役員7名のみが区民の了解を得ないまま、清水町に「新焼却場については静観する」と表明してからは、沼津市は一気に整備スケジュールを再開させ、令和2年度には「沼津市新中間処理施設整備基本設計書」作成の業務委託を業者と締結し、令和3年4月、業者に1252万円余を支払い、令和4年4月に設計書を完成させたのです。覚書があるのに何故生活環境影響調査書を作成できるのか？その理由を教えて欲しい。</p> <p>② 『「静観する」とは、役場との意見交換会で伝えたものであり、過去においてごみ焼却場問題を巡り、「建設反対」と条件付き受入れ』の意見</p>	<p>生活環境影響調査は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、一般廃棄物処理施設の建設に伴う周辺地域の生活環境へ及ぼす影響を把握し、その結果に基づき生活環境に配慮した対策を検討するため、現況把握、影響の予測及び評価を行うもので、環境省が定める「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」（平成18年9月）に沿って実施しました。</p> <p>また、新中間処理施設の整備は、国の循環型社会形成推進交付金の交付を受けていますが、その交付要綱では、環境省が策定する「廃棄物処理施設整備計画」と調和を保つよう努めることが定められており、「廃棄物処理施設整備計画」では、住民や事業者に対し、理解と協力を得るよう努めるものとされております。</p> <p>周辺住民の皆様には、引き続き、ご理解を得られるよう努めてまいります。</p>

提出された意見及びそれに対する本市の見解			
件数	No.	意見	本市の見解
	2 (続き)	が対立したことを踏まえ、現状では新焼却場についてはコメントしない』との趣旨です。(回覧 令和3年度 定期総会 質問・意見等について 令和3年4月28日 区長) となっています。つまり賛成でも反対でもなく。中立であり、しかも地元合意は得られていないのに何故生活環境影響調査書を作成できたのか？その理由を教えてください。	
2 (続き)	3	2. 1. の意見により生活環境影響調査書作成そのものに反対だが、作成の行政スケジュールが不明なので以下の項目について教えてください。 ① 絶対反対の区長が地元合意は得られていないので地元説明会を開催させないといったにもかかわらず沼津市は清水町南中学校体育館で説明会を強行し、平成27年6月に生活環境影響調査書を完成させました。今回、環境影響予測調査をやり直さなければならなかったのは、建設敷地の背後地が平成30年10月に「土砂災害防止法」による土砂災害特別警戒区域及び土砂災害区域に指定され、敷地造成と施設配置計画の見直しが行なわれたためです。調査結果を縦覧（公開）するということですが、予測調査を実施するにあたって、今回は地元説明会を実施していないと思いますが、何故、もう調査書ができあがっているんですか？また新しい調査書を作成してもいいと地元住民は誰も言っていないのに何故、予測調査を実施しているんですか？その理由を教えてください。	計画している施設は、環境影響評価法で規定する、方法書段階での説明会開催等が義務付けられている施設に該当せず、今回の生活環境影響調査については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に基づき実施したものととなります。
	4	② 生活環境影響調査書概要版6頁には施設配置の詳細が決まっていなとあります。施設配置が決まっていない。つまり調査地点（観測場所）も定まっていなのに、何故生活環境影響調査書を作成できたのか？その理由を教えてください。	プラントメーカーの意見を踏まえて策定した、沼津市新中間処理施設整備基本設計における敷地造成計画図（案）を基に、生活環境影響調査を実施したものです。

提出された意見及びそれに対する本市の見解			
件数	No.	意見	本市の見解
2 (続き)	5	③ 令和4年4月の実施設計書を見ると、一ノ洞と二の洞の丘陵地を切り崩して平坦化し、必要な防災工事（令和4～5年度 実施方針、要求水準書等の作成）を行って土砂災害特別警戒区域等（実施設計書57頁 図6-2 土砂災害防止法に基づく指定状況等）の解除を図り、その後、そこにゴミ処理施設及びリサイクル施設を建設すると読めます。つまり土砂災害への対策として、現地の測量や地質調査を行い、崩壊する恐れのある斜面の地形や地質などを把握した上で、関係法令等に基づく擁壁を設置することにより、大地震発生時における敷地内の安全を図るようですが、県砂防課との協議で、もう解除の見込みは見通しているのかどうか、教えてください。	事前に静岡県砂防課と協議を行っており、事業用地については、土砂災害特別警戒区域の指定は解除される見込みです。
	6	④ ①と②について県廃棄物リサイクル課と協議済みですか？教えてください。	①については、事前に静岡県くらし・環境部環境局生活環境課に対し、環境影響評価法及び静岡県環境影響評価条例に該当しないことを確認しています。また、②については、静岡県廃棄物リサイクル課と事前に協議を行っています。